

## 第5章 今後の展望

### 第1節 「優先行動」に係る取り組みの継続

兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科の評価結果より、本市のこれまでの「優先行動」に関する防災・減災対策の取り組みが「仙台防災枠組 2015-2030」の達成につながっていると考えられるため、引き続き、必要な見直しを図りながら取り組んでいく必要がある。

### 第2節 災害リスクの見直しへの対応

評価期間全体としては、これまで本市では、大規模な被害が生じるような災害は発生していないが、山崎断層帯を直下に抱え、また、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されており、今後必ず大規模な災害が発生するものと認識し、来るべき災害への対応を検討していく必要がある。

兵庫県は、平成 21 年（2009 年）から平成 22 年（2010 年）にかけて、県内 26 の内陸活断層地震およびどこでも起こりうるマグニチュード 7 未満の断層（伏在断層）地震による被害想定を公表し、本市に最も大きな被害が生じると想定されている山崎断層帯地震による被害想定を示した。

平成 25 年（2013 年）には、兵庫県が国の南海トラフ巨大地震による津波想定を踏まえて、兵庫県独自の津波浸水想定図を作成して公表した。

令和 7 年（2025 年）には、国が南海トラフ巨大地震の被害想定を見直し、新たな防災対策についての検討が進められている。今後、令和 7 年度（2025 年度）から 2 年間かけて行う兵庫県の被害想定の見直しを踏まえ、本市の地域防災計画を修正する。

耐震化の促進や津波に対しての避難を促すなどの対策を行うことで、地震・津波に対しても被害を減少させることができあり、このような被害想定の見直しを踏まえて、より一層の防災・減災対策を進めていく。

### 第3節 効果的な防災・減災対策の推進

幸いなことに本市はこれまでに地震・風水害ともに大きな被害を伴う災害は発生していないが、山崎断層帯地震や南海トラフ巨大地震による被害が懸念されるほか、近年、気候変動の影響により全国各地で悲惨な風水害による被害が毎年発生し、災害が激甚化・頻発化している状況にあっては、本市においても大きな被害を伴う災害にいつ見舞われるか予断を許さない状況である。このため、特に風水害への対策は急務を要し、より一層の対策を講じていく必要がある。

国は、令和 3 年（2021 年）に関係法令の改正を行い、河川や下水道の管理者が行う「治水」に加えて、国や地方自治体、企業、市民などのステークホルダーが協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるための措置を行っている。本市においても、ハード・ソフトの両面で対策に取り組んでいるところであり、次のような取り組みを今後進めていく。

#### （1）雨水対策

本市の下水道による浸水対策は、「姫路市公共下水道事業計画」に基づき、姫路城周辺など中心市街地では雨水と汚水を合わせて処理する合流式下水道、その他の市街化区域では雨水と汚

水を別々に処理する分流式下水道による整備を進めてきたが、近年の気候変動の影響や都市化の進展により、風水害の局地化、激甚化が進んでおり、市内各地で浸水被害が発生している。

これまで、計画区域全域で一律の整備目標により雨水整備を進めることを基本としており、過去に浸水被害の大きい地区から優先的に整備してきたが、今後は「再度災害防止」に加え「事前防災・減災」、「選択と集中」などの観点から、浸水リスクを評価し、優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進することが求められている。

しかしながら、インフラ施設の整備には相当な期間と費用を要することから、浸水安全度の向上を図るために、関係部局が連携するとともに、既存ストックを活用した流域対策やソフト面での対策などを効果的に組み合わせながら、浸水対策を進めていく。



図 53 浸水対策の各種整備事例

## (2) 避難の実効性を高める仕組みづくり

### 1) 福祉施設等における避難確保計画と訓練

平成 27 年（2015 年）以降、全国的に相次いだ風水害で、高齢者施設の被災や避難が課題になった。平成 28 年（2016 年）台風第 10 号では、岩手県岩泉町の高齢者施設で逃げ遅れにより利用者 9 人が亡くなる被害が発生したことを受け、平成 29 年（2017 年）に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水が想定される場所や土砂災害の恐れがある場所に位置する要配慮者利用施設（医療施設や社会福祉施設など）の所有者に対して、「避難確保計画」を作成し、訓練を実施することが義務付けられた。

また、令和 2 年（2020 年）7 月豪雨では、熊本県球磨村の特別養護老人ホームで施設の 1 階が浸水し、利用者 65 人のうち 14 人が亡くなる被害が発生し、市町村への訓練結果の報告が義務づけられ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた市町村が管理者などに対して助言・勧告する支援制度が創設された。

本市では、対象施設における「避難確保計画」の作成を支援するとともに、避難を呼び掛ける際の情報伝達を行っており、今後も引き続き取り組みを推進していく。

## 2) 災害時要援護者地域支援協議会と個別避難計画

災害時には、高齢者や障害のある方、乳幼児など、自力での避難が困難なすべての要援護者を消防などの防災関係機関で避難させることは困難であるため、地域住民の助け合いによる避難支援が必要である。そのため本市では、平成 24 年度（2012 年度）から市内の各地域で、自主防災会や民生委員、児童委員、消防団、社会福祉協議会支部などによる「災害時要援護者地域支援協議会」を組織し、災害時に自力で避難が困難な方を把握し、「災害時要援護者台帳兼救急医療カード」への登録の呼び掛けや要援護者一人ひとりの避難支援プランの検討など、災害時の避難支援に備える地域のネットワークづくりに取り組んでいる。

令和 3 年（2021 年）には災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。本市では、地域支援協議会で実施されている要援護者の個別避難計画の作成を進めているが、今後は、福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員など）が参画した計画作成を検討している。

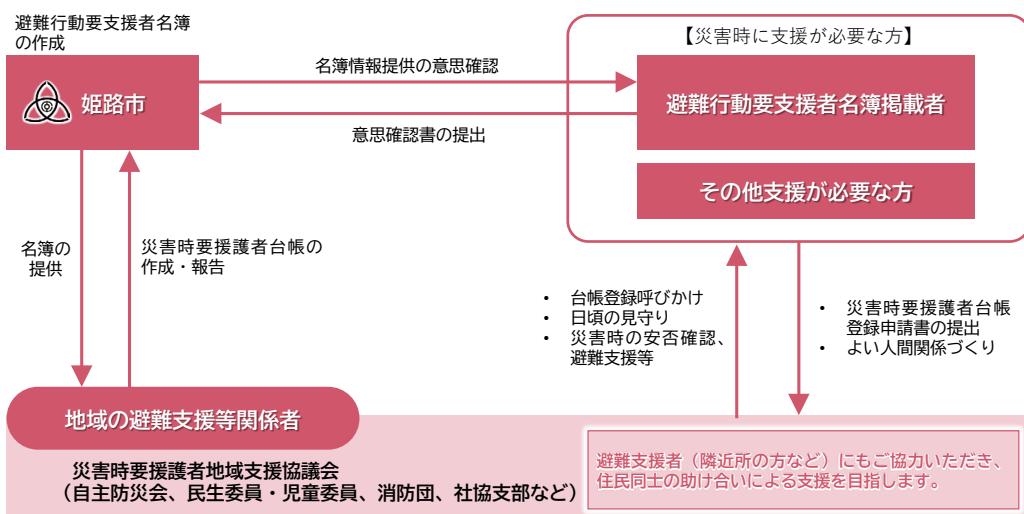


図 54-1 災害時要援護者支援事業のイメージ図

NO. _____		取扱注意	表面
姫路市 災害時要援護者台帳 ■ 救急医療カード 登録申請書			
被用者名			
アリダチ 氏 名	生年月日 年 月 日	性別 男・女	
住所 姫路市	( )	血痕型 型 (RH)	
固有登録 (登録番号)	( )	( )	
【本人の状況】(支援が必要となる状況までご記入ください。) レンズについて			
眼鏡			
<input type="checkbox"/> 本人なし <input type="checkbox"/> 高齢者のみ必要 <input type="checkbox"/> 軽々きり <input type="checkbox"/> 意知覚がある <input type="checkbox"/> 身体障害者 (弱) <input type="checkbox"/> 残り <input type="checkbox"/> 慢性病 (弱) <input type="checkbox"/> 慢性障害者保健福祉手帳 (弱) <input type="checkbox"/> 他の疾患			
【他の疾患】			
<input type="checkbox"/> 特殊な手足利用 <input type="checkbox"/> 片手のみ使用 <input type="checkbox"/> 片脚のみ使用 <input type="checkbox"/> 片脚あり <input type="checkbox"/> 耳が不自由 <input type="checkbox"/> 耳が不自由 <input type="checkbox"/> 聋聴障害 (弱) <input type="checkbox"/> 精神的に不安定なことがある <input type="checkbox"/> 医療行為 (薬物・医療の吸引など) が必要 <input type="checkbox"/> 要介護認定 (要介護 1~3) <input type="checkbox"/> 要支援認定 (要支援 1~2) <input type="checkbox"/> サービス利用があることがある (精神疾患、肢体・手足に不備な外因の人)			
緊 急 連絡先	氏 名	統 標	住 所
かかわりつけ医療機関 (病院等) ①		かかわりつけ医療機関 (病院等) ②	
医療機関名			
料金支払			
所在地			
電話番号			
常備薬			
7544- あり ( )	なし		

- 6 -



図 54-2 災害時要援護者台帳兼救急医療カード

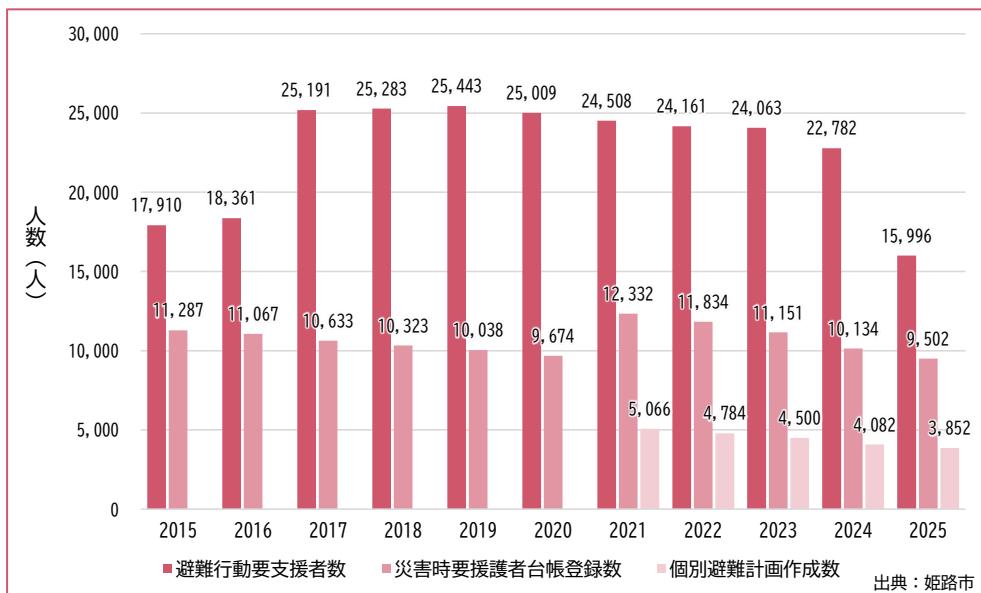


図 54-3 避難行動要支援者数・災害時要援護者台帳登録者数の推移と個別避難計画作成状況

### 3) 避難所機能の改善に向けた取り組み

阪神・淡路大震災や令和6年能登半島地震等の災害時には、トイレ環境の悪化に伴い、女性や障害のある方など配慮が必要な方などの避難者が排せつを我慢し、水分や食品摂取を控え、栄養状態の悪化や脱水症状などの健康被害を引き起こす事例が多数見受けられた。

これは、最終的に命の危険につながる可能性もあり、深刻な問題であるため、本市では、災害時のトイレや食事、居住スペースなどの最低基準を示すスフィア基準を考慮に入れながら、避難生活の良好な生活環境の確保に努めることとしている。

令和7年（2025年）には、早急に対応すべき課題であるトイレ対策として、トイレトレーラーの導入と身体障害者用組立式仮設トイレの増設により、女性や障害のある方など配慮が必要な方が安心・快適に利用できるトイレ環境の整備を進めた。

今後、トイレトレーラーについては、災害時だけではなく、平時には姫路城周辺に配置し、配慮が必要な観光客などのトイレとして活用するほか、市が主催する大規模イベントの会場などにも配置し、女性用トイレの混雑緩和などを図り、災害時のトイレの衛生面の重要性や防災意識の普及啓発にもつなげていくことを検討している。

また、令和7年（2025年）3月に兵庫県が公表した「能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会報告書」では、避難所の設備や備蓄物資、運営体制などに対して、女性への配慮不足が指摘された。このため、今後の本市での防災・減災対策の検討や推進に女性の視点をより的確に反映させるため、姫路市防災会議の内部機関として「部会」の設置を進めている。

さらに、避難所の入退出管理を迅速かつ正確に行うとともに、必要な情報をタイムリーに発信するために、令和7年度（2025年度）から運用を開始した防災情報システムの付帯サービスを活用し、二次元コードを活用した避難所の入退出管理や混雑状況の発信など、デジタル技術を駆使した運用方法の導入を検討している。

#### 4) 地区防災計画の作成

地区防災計画は、地域の特性や災害リスクに応じた具体的な防災対策を地域住民自らがまとめたものであり、地域住民の防災意識の向上や、実効性のある避難・救援計画の策定に不可欠なものである。本市では、災害対策基本法に基づく地区防災計画関連事業として、令和7年度（2025年度）から地区防災計画のモデル地区事業に取り組んでおり、計画の作成方法などを広く周知し、地域の特性を踏まえた地区防災計画の作成を促進していく。

地区防災計画の作成を通じて、市全体の地域防災力を底上げし、市民一人ひとりの自主的な防災意識の醸成を目指すとともに、地域の実情に即した計画作成を推進し、災害時に迅速かつ効果的に対応できる地域づくりを進めていく。

### （3）被災後の迅速な支援体制の構築

災害発生時には、避難所の管理・運営をはじめ、災害により被害に見舞われた家屋の被害認定調査・罹災証明書の発行業務や被災者の状況把握など、短期間に膨大な災害時特有の災害対応業務が発生する。特に、大規模災害発生時には、被害認定調査に基づく罹災証明書の発行に時間を要することが課題となっており、被災者の生活再建のためにも支援体制をいち早く構築する必要があることから、被災者情報や被害状況、罹災証明書の発行などを一元管理するシステムを導入することを検討している。

### （4）傷病者の搬送体制

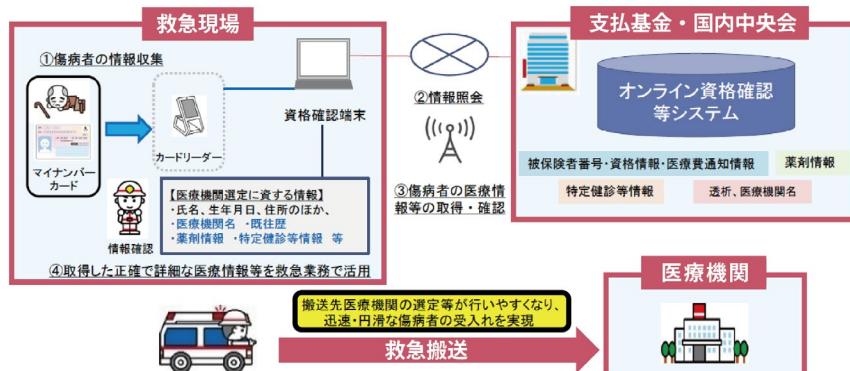
マイナンバー制度は、行政の効率化や災害における迅速かつ的確な支援を目的として導入された制度であり、近年は医療・救急分野への活用も進んでいる。

本市では、令和4年度（2022年度）に総務省消防庁が実施した「マイナ救急実証事業」において、全国で選定された6消防本部の一つとして参加し、令和6年度（2024年度）、令和7年度（2025年度）に段階的な実証が行われ、令和7年（2025年）10月からは全国720の消防本部、5,334の救急隊において実証事業が開始された。

救急現場においてマイナ保険証を専用端末で読み取ることにより、氏名、生年月日、住所、性別のほか、薬剤情報、病歴、受診歴などを確認することが可能となる。

これにより、傷病者の負担軽減、より適切な応急処置の実施、円滑な救急搬送および医療機関での事前準備に資することが期待される。

来年度からは全国的な本格運用が予定されており、傷病者の安全確保と救急医療体制の充実に寄与する取り組みとして位置づけられている。



出典：総務省消防庁「令和4年度 救急業務のあり方に関する検討会 資料『マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けた検討』」(加工して作成), [https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-134/01/shiryou1.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-134/01/shiryou1.pdf)

図 55 実証実験の概要図

## 第4節 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科における今後の取り組み

【兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授・浦川豪】

平成7年（1995年）阪神・淡路大震災から30年が過ぎ、その経験を発信するだけではなく、後世にどのように引き継ぎ、発展させることができるかが問われる。時代の趨勢、それぞれの地域課題が絶え間なく変化する中、毎年、日本全国各地で災害が発生し、課題や教訓が蓄積されている。防災・減災分野に限らず、例えば「第6期科学技術・イノベーション基本計画」において『Society 5.0』というコンセプトによって我が国が目指すべき社会とは、「直面する脅威に対し、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と纏められるだろう。』とし、『Society 5.0』への移行において、新たな技術を社会で活用するに当たり生じる制度面や倫理面、社会受容面などの課題に対応するためには、俯瞰的な視野で物事を捉える必要があり、自然科学のみならず、人文・社会科学も含めた「総合知」を活用できる仕組みを構築しなければならない。』とされている。

防災・減災分野においては、令和6年能登半島地震の教訓などを踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援などの充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化などについて法制度の一部が改正され、30年前では想定していなかった課題も含まれる。

本研究科の特色は、さまざまな分野で必要不可欠とされている、まさに専門領域の枠にとらわれない多様な知が集結した「総合知」を創出できる専門家集団であることであろう。

本学においても、「兵庫県立大学ビジョン2036 将来構想」においても「防災・減災対策への貢献」を挙げており、「研究機関相互の連携を深め、自然災害への研究を推進するとともに、県による施策化を通じて、南海トラフ地震等の被害軽減につなげる。」としている。つまり、研究成果の「社会実装」が問われている。研究機関だけではなく、基礎自治体においても南海トラフ地震などの対策が必要不可欠である。その一方で、本報告書作成の意義とも言える、これまで実施してきた防災・減災対策をふりかえり、今後の対策の優先度を検討することも重要である。その際、姫路市が本研究科と連携し、本報告書を作成したプロセスは、兵庫県下の基礎自治体が今後の防災・減災対策を検討するに当たって新たな方法論を提示したこととなる。本研究科は、「減災の総合化」とあらゆる人々に届く「政策の現場化」を大切にするという考え方のもと、多くの被災地における知見をもとに防災研究の「社会実装」を目指していく。

（参照）

- ・内閣府 第6期科学技術・イノベーション基本計画の要旨  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6executive\\_summary.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6executive_summary.pdf)
- ・内閣府 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）  
[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou\\_r7\\_01.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_r7_01.html)
- ・兵庫県立大学ビジョン2036  
<https://www.u-hyogo.ac.jp/about/project/>